

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年4月15日開催（日本証券業協会）]

1. インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

- 今般、インターネットを利用した証券口座において、何らかの手段で顧客のログインID、パスワード等を入力した第三者により、顧客の身に覚えのない取引が行われる事案が複数の証券会社において発生した。
- 現時点で不正アクセス・不正取引は収束しておらず、むしろ発生件数及び取引金額が急増している状況にある。
- 不正取引を行った真の目的は不明であるが、従来、顧客口座への不正なアクセスは、顧客口座から金銭を窃取することが目的であると思われていたところ、今回、第三者への出金に至った事例はなく、低位株を中心とした国内外の株式を買い付けるという、これまでにない新たな不正の手口が確認されている。
- また、金融機関のウェブサイトを装う偽サイトについて、足元では証券会社においても多数確認されており、特に今回の不正取引の急増と同時期に、自社を装うフィッシングサイトの検知件数も急増しているとの報告を証券会社から受けている。
- これらの一連の問題を受けて、金融庁では2025年4月3日、証券会社の利用者に向けた注意喚起を実施した。また、顧客に対して一層の注意を促し、顧客資産を守る観点から、不正取引が判明した証券会社には、自社で不正取引が発生したことを明らかにするよう促している。

(参考) 金融庁ウェブサイト「重要なお知らせ」

「証券会社のウェブサイトを装う偽サイト（フィッシングサイト）にご注意ください！」

- ・実在する証券会社の偽のウェブサイトにより顧客情報を窃取する被害が多発している旨の注意喚起
- ・フィッシングやマルウェアの被害に遭わないための留意事項の周知

- 各証券会社においては、顧客が不正アクセス被害にあわないための様々な認証強化機能を提供し、顧客に対して継続的にセキュリティ対策の強化を求

めているものと承知しているが、フィッシングの手口の巧妙化や従来とは目的が異なる不正アクセスの手口が見られていることも踏まえ、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の発生と被害拡大防止のために万全を尽くしていただきたい。

- また、不正アクセスにより身に覚えのない取引の被害を受けた顧客に対しては、顧客の不安を解消するべく問い合わせや相談に真摯に対応し、被害解決に向けた誠実な対応をお願いしたい。
- さらに、日本証券業協会においては、2021年に「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を制定し、業界としてのセキュリティ水準の向上を図ってきたと承知しているが、フィッシングやマルウェアに起因した不正アクセスの急増、不正取引の手口の進化やインターネットで取引を行う顧客層の急拡大も踏まえて、本ガイドラインの見直しも含めて、不正アクセス事案への対策強化を早急をお願いしたい。

2. 安定的な資産形成に向けた顧客対応に関する要請について

- 2025年4月8日、今般の米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、内閣に、米国の関税措置に関する総合対策本部が設置されたことをうけ、同日、金融庁に、長官を本部長とする「米国の関税措置に関する金融庁総合対策本部」が設置された。当本部会合において、加藤金融担当大臣から、関係省庁等と連携しつつ、
 - ・ 国内外の経済・金融市場の動向を注視し、米国による関税措置が我が国金融・資本市場や金融システムへ与える影響を十分に分析し、適切な対応を行うこと、
 - ・ その上で、特に民間金融機関における事業者の経営相談等の状況を把握し、資金繰りを含め必要な支援に万全を期すこと

の2点について指示があった。

- あわせて、加藤金融担当大臣より、金融機関に対して個人投資家の方々からの照会や相談に、丁寧に対応するよう求めていく旨の発言があったことを踏まえ、4月11日に、金融庁から各業界団体等を通じて、各金融機関に対し、①情報発信・積極的なアプローチや相談態勢の整備など個人投資家への丁寧な対応、②NISA口座を通じた取引に関する状況把握について要請した。

- 各金融機関におかれては、これまでも顧客本位の業務運営に取り組んでいただいているところであるが、改めて、顧客の安定的な資産形成のため、現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いしたい。

3. 偽広告等の情報収集等に係る四半期報告について

- 投資詐欺被害等の増加を受け、2024年6月において政府で取りまとめられた「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえた対応として、金融関係事業者団体等において、自らになりすました偽広告等に関する情報収集や注意喚起、積極的な削除要請等を実施するとともに、その実績について四半期ごとに金融庁に報告いただくよう、2024年9月に要請を行った。
- 2024年10月にスタートし、2024年10月～12月期の実績について、2025年1月末に初回の報告を頂いたところ、日本証券業協会以外の事業者団体等も含めて、収集いただいた情報の総数は773件であった。また、同じく2024年10月に金融庁ウェブサイトを設置した偽広告等に関する情報受付窓口で受け付けた情報は同期間で55件となっている。
- 各協会及び各証券会社におかれては、その多くをSNS事業者等への情報提供等まで繋げていただいております、これは要請に基づき適切に御対応いただいた結果だと考えている。
- 一方、「1. インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について」のとおり、最近、実在する証券会社を装った偽のウェブサイト（フィッシングサイト）に電子メール等で誘導し、顧客情報を窃取する被害が多発しており、このようなケースにおいても、これまでの対応と同様、金融犯罪抑止という観点からも、積極的に対応いただきたい。

(参考) 令和6年9月17日 会員代表者合同会議 監督局連絡事項

2. 「国民を詐欺から守るための総合対策」について

令和5年下半期以降、投資家や著名人になりすましたSNS上の「偽広告」等によって被害者を誘い込み、SNS上のやり取りで信用させ、金銭をだまし取る手口の詐欺等の被害が急増したことを受け、今年6月に、政府において「国民を詐欺から守るための総合対策」が取りまとめられた。

総合対策の施策の一つとして、事業者団体等における偽広告等への適正な対応の推進が求められており、具体的には、貴協会を始めとする金融関係事業者団体において、横断的に、偽広告等に関する情報収集や注意喚起を行うとともに、自らになりすました偽広

告等を発見した場合などには積極的な削除要請を行うことが求められている。

これまで、貴協会をはじめとする金融関係事業者団体の皆様と、本施策の具体的な取組内容について、事務的にご相談を重ねさせていただいたところであるが、今般（9月13日付けで）、貴協会及び協会会員等に対し、自らになりすました偽広告等に関する情報収集や注意喚起、偽広告等の積極的な削除要請の実施、並びにその結果について当庁への報告を求める要請文を发出させていただいた。

投資詐欺被害の防止に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、貴協会及び各社におかれても、要請文に沿った対応について、ご協力をお願いしたい。

4. 地域銀行等による仕組貸出のアレンジについて

- 地域銀行等において、JGB リパッケージローンを中心に仕組貸出が増加しているが、仕組貸出には、
 - ・ 公正価値の把握などリスク管理が難しい
 - ・ 実質的な債券投資であれば求められる時価情報が開示されない
 - ・ 本質的な金融仲介とは異なるにもかかわらず、貸出として開示される等の課題があると認識している。
- このため、2024年より、全国地方銀行協会・第二地方銀行協会との意見交換会において問題提起を行ってきた。
- 地域銀行等による仕組貸出には、アレンジャーとして証券会社が関与していることから、金融庁としては、特に取扱いの多い証券会社に対し、仕組貸出のリスクに係る説明がどのように実施されているか、また、開示上の取扱いを提案の材料とするといった営業が行われていないかといった観点から、取組姿勢の確認を進めているところ。各証券会社においても、仕組貸出の課題を踏まえ、自らの取組姿勢を御確認いただきたい。

5. NISA口座の利用状況調査について

- 2025年2月13日、NISA口座の利用状況調査（2024年12月末速報版）を公表した。NISA口座数は約2,560万口座、総買付額は約52.7兆円となった。なお、政府目標値は、2027年末時点のNISA口座数が3,400万口座、総買付額が56兆円。

※ 日本証券業協会によれば、NISAの買付額について、上記52.7兆円（2024年末時点の全金融機関の総買付額）に、2025年1～2月の証券会社10社の買付額3.8兆円を足すと、56.5兆円になり、NISA買付額に係る政府目標を約3年前倒しで達成したことになる。

- このようにNISAは、国民の資産形成の重要な手段として定着しつつあるが、実際に、それが、国民の安定的な資産形成にどの程度貢献しているのか、その政策効果について、今後、有識者の意見も踏まえつつ検証し、必要に応じて、利便性の向上等について追加的な改善を検討していくこととなる。
- また、NISAにおける、長期、積立、分散の投資手法に関する顧客の理解の促進については、日ごろの取引時や相場変動時における金融機関と顧客との間の丁寧なコミュニケーション、あるいは、これを実現するための顧客接点の体制整備が、今後、ますます重要となってくる。こうした点に留意して、顧客の状況把握や必要に応じた改善に引き続き、配慮していただきたい。

6. J-FLEC 及び金融経済教育の活動方針について

- 金融リテラシーについて、日本人の金融知識は経済協力開発機構（OECD）調査参加国の平均程度にとどまり、国内でも金融知識やその向上に向けた取組には地域差がある。
- 各地域で遍く金融リテラシーを向上させるためには、各地方公共団体にも御協力を頂き、各地域において官民連携の体制を構築し、金融経済教育の取組推進に向けた機運醸成を図る必要。そのため、金融庁・財務局において、2025年春より、金融経済教育推進のための全国キャラバンを実施していく。
- 2024年4月に設立された金融経済教育推進機構（J-FLEC）の体制整備は順調に進んでおり、2025年度は広報活動に注力していく予定。また、J-FLECにおいても、地方での活動の増強は急務だと認識している。
- 各金融機関におかれても、これまで続けてこられた金融経済教育に関する活動の一層の充実や、金融庁・財務局が実施する全国キャラバンとの連携、取引先等へのJ-FLECの活動の周知、J-FLEC認定アドバイザー等金融経済教育の担い手の育成など、金融経済教育の更なる推進に御協力いただきたい。

7. Japan Weeks 及び資産運用フォーラムの方針について

- 資産運用立国等の施策や日本市場の魅力を内外に効果的に発信するとと

もに、国内外の金融機関や投資家等の関係者から貴重な御意見や取組を紹介いただく機会として、一連の金融関連イベントを同時期に開催する Japan Weeks2025 を 2025 年 10 月に開催する。コアウィークは 2025 年 10 月 20 日から同月 24 日。

- 同期間中に、日本の家計における貯蓄から投資への流れの推進や資産運用業の改革に関する対話の場として「資産運用フォーラム」の年次会合を開催予定である。

分科会のテーマは、①オルタナティブ投資、②日本企業の価値向上と地方を含めた日本への投資促進、③資産運用業の DX、④サステナブルファイナンス。

8. 資産運用立国推進分科会について

- 「資産運用立国」に係る施策の進捗状況・効果を専門的知見から評価いただくとともに、更なる施策について検討すべく、新しい資本主義実現会議の下に、加藤金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国推進分科会」が設置され、2025 年 3 月 26 日に初回会合を開催した。
- 資産運用立国の実現に向けては、施策のブラッシュアップを重ね、官・民におけるモメンタムを維持・強化していくことが重要である。
- 2025 年 10 月の Japan Weeks2025 に向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化などを取りまとめていく予定であり、金融業界の皆様も含め、様々な意見を拝聴しながら検討を深めてまいりたい。

9. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な御意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025 年で 10 年目を迎える。
- 2024 年（1 月～12 月）は 42 件の御意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集人に対する規制の強化
 - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定などに関する御意見について、金融庁の対応の公表を行った。

- 金融庁としては、受け付けた御意見について、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応していきたいと考えているので、本金融行政モニター制度を日本証券業協会傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直な御意見をお寄せいただきたい。

10. 米国関税政策を踏まえた対応について ※ 2025年5月23日追加

- 米国関税措置をめぐって金融経済情勢は高度に不確実な状況が続く見通しの中で、各金融機関においては、
 1. 米国では米国債市場の機能低下や財政拡大懸念等から、債券と株式の相関が効きにくくなっており、その状態が長期化する可能性もある。なお、国内でもスワップスプレッドが急拡大するといった動きもある
 2. リスク資産の急落で、PE・PD市場を始め流動性の低い市場にストレスが生じる可能性がある
 3. 資本市場の停滞によってコミットメントラインのドロウダウンや貸出が増える可能性がある
 4. これまで経験のない市場反応やリスク伝播となる可能性があること等も念頭にプロアクティブに対応し、リスク管理に万全を期していただきたい。

11. 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応について

- 実用的な量子コンピュータ（量子計算機）の実現は社会に恩恵をもたらす一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、インターネットバンキングなどに用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報などの情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺るがされるおそれがある。
- そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）を実装したものに移行する必要がある。
- PQCへの移行には、ITベンダーとの連携を含め、準備段階から多くの時間

と人材、投資が必要となると考えられる。現在、量子コンピュータが本格的に実現するのは 2035 年が目途とされているが、大規模なシステム更改は、通常、数年に一度程度が予定されており、PQC への移行のタイミングは限られている。PQC への移行に要するリソースを考慮すると、まだ先の問題と捉えて準備への着手を先送りすることは不適切であり、速やかに取り組む必要がある。

○ 具体的には、

- ・ 金融機関は、検討の開始から移行までの一連の作業に関して、速やかに IT ベンダーとも相談しながらロードマップを作成する必要がある。現在、金融 ISAC においてロードマップのひな型の検討が進められているが、ひな型の完成を待っている余裕はなく、自社でできることは直ちに着手する必要がある。
- ・ 金融機関においては、PQC への移行対応の優先順位をつけるため、金融機関は自らの情報資産を網羅的に把握し、それぞれの情報資産にどのような暗号が用いられているかをリスト化したインベントリを整備するとともに、そのリスク評価（量子コンピュータの実現によって危殆化するリスク、量子コンピュータの実現を待たずに HNDL 攻撃（注）に備え、現在から対策を講ずべきリスクなど）と重要性・緊急性の評価に取り掛かるべきである。

（注）量子コンピュータの実用化前に、犯罪者において、攻撃対象の暗号情報を収集し、実用化後に解読する攻撃（HNDL：Harvest Now Decrypt Later 攻撃と呼ばれる）。

○ 金融庁としては、金融 ISAC、業界団体と連携するとともに、検査・モニタリング等も活用しながら、各金融機関及び金融業界全体の PQC 移行に向けた対応状況を推進、フォローしていく。

（参考）金融庁「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」（2024 年 11 月公表）<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241126.html>

12. マネー・ローンダリング（マネロン）等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

○ マネロン等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の有効性を高めていくことが重要であり、マネロ

ンガイドラインでは、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。

- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や、実際の取組事例集を2025年3月に公表した。
- 今後は順次、「有効性検証」に係る対話を各金融機関と行っていく予定であり、当局の具体的な対話手法や着眼点も公表文書に明記している。金融機関においては、これらの文書も参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

13. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するにあたり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したもの。
- 今般、金融機関等におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行う。参考事例の見直しにあたり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、併せて2025年6～7月頃に公表予定。
- 各金融機関においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

14. AI ディスカッションペーパー公表について

- 金融庁は、2025年3月4日に、事業者の皆様の健全なAI活用に向けた取組を力強く後押しし、今後、皆様との建設的な対話を行うための論点整理として、AI ディスカッションペーパーを公表した。ディスカッションペーパー

の元となるアンケートに御協力いただき、改めて感謝申し上げます。

- 生成 AI は金融分野においても活用の検討が進展する一方で、リスクや規制面から利活用に躊躇する声も聞かれるところだが、技術革新に取り残されて中長期的に良質な金融サービスの提供が困難になる「チャレンジしないリスク」も踏まえ、顧客利便性や業務効率化に繋がる取組の進展を期待したい。
- 本ディスカッションペーパーの分析は初期段階にすぎず、提示した論点も、技術革新やビジネス環境の変化に伴って大きく変わり得るものと考えている。金融庁としては、今回提示した視点を起点に、今後も皆様との対話を強化しながら、具体的な施策について柔軟に検討を深めていきたいと考えている。
- 本ディスカッションペーパーについて意見や御提案があれば、是非お寄せいただければ幸い。

(参考) AI ディスカッションペーパーの公表について

- ・ ウェブサイト : <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.html>
- ・ 御意見送付先 : 金融庁総合政策局イノベーション推進室
- ・ Email : ai.survey@fsa.go.jp

15. Japan Fintech Week 2025 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催した。
- 地方公共団体や業界団体、大使館等と連携し、60を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方が Japan Fintech Week に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- FIN/SUM をはじめとして、多くのイベントへの参加や登壇等の御支援をいただいたと伺っている。2回目の開催となった「Japan Fintech Week」も充実したものとすることができ、御協力に感謝申し上げます。
- 2026年も、3月2日～6日を中心として「Japan Fintech Week 2026」を開催予定である。

- Japan Fintech Week が関係者のビジネス機会の拡大や課題解決に資するイベントとなるよう、引き続き協力いただきたい。

16. 2月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年2月26日から27日にかけて、南アフリカ・ケープタウンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における金融関連の主な内容を御紹介したい。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む合意された国際改革及び基準の、一貫性のある、完全かつ適時の実施を通じた安定した金融システム確保のためのコミットメントが言及された。また、金融安定理事会（FSB）が、基準設定主体（SSBs）の協力を得て、過去15年にわたり確立された金融規制改革の実施のモニタリングに係る包括的なレビューを実施することが議論された。さらに、保険分野の国際資本基準（ICS）最終化は金融規制改革実施の重要な節目となることが言及された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、その強靱性を引き続き向上させることが計画され、NBFIs のレバレッジによるリスクに対処するための FSB の最終勧告や、ノンバンクのデータの入手可能性、利用、及び質に対処するための作業計画が期待された。
 - ・ クロスボーダー送金の改善及び FSB の暗号資産の勧告の実施に関して、FSB、国際決済銀行（BIS）及び SSBs の作業の重要性が強調された。また、クロスボーダー送金の透明性向上に関する金融活動作業部会（FATF）基準改訂のための作業や、暗号資産に関する FATF 基準の実施が支持された。
 - ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、各国が自然災害の保険の補償ギャップへ対処可能にするための実用的な勧告の策定が期待された。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025年4月にワシントン D.C. で開催される予定。引き続き、皆様の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

17. 令和7年3月23日に発生した林野火災に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年3月23日に発生した林野火災に係る災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の火災に係る災害等に関し、愛媛県内に災害救助法が適用されたことを受け、四国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(以 上)